

新生存権裁判東京ニュース

発行：生存権裁判を支える東京連絡会 ☎03-5960-0266 2025年5月28日

**5月27日 最高裁弁論(大阪、名古屋訴訟)
最高裁判決は6月27日 15時**



最高裁に入廷する大阪・愛知訴訟団

生活保護基準引き下げ違憲訴訟（いのちのとりで裁判）の最高裁口頭意見陳述が5月27日に行われました。最初に13時半から1時間が大阪訴訟の口頭弁論、16時から1時間が愛知訴訟の口頭弁論が行われました。大阪では、傍聴券の抽選に200人以上が並び、愛知は27傍聴席枠に対し110人が抽選に並びました。

それぞれ法廷では、数名の原告が引き下げによって、いっそう苦しい生活が強いられてきた実態を切々と訴えました。

また弁護団は、変遷する国の主張に道理がないことや朝日、堀木、老齢加算と重ねてきた裁判判決の到達を逆戻りさせることなく、司法が維持・発展させるべきと訴えました。

弁論と並行して13時から参議院議員会館前で宣伝行動を、国会内会議室では、鹿児島テレビで放映した鹿児島生健会の活動のビデオ、神奈川生健会と支える会の寸劇ビデオが上映され、取り組みの交流が行われました。15時半から参議院議員会館講堂に場所を移し、大阪、名古屋の原告・弁護団による報告とともに、オンライン中継で各地の訴訟原告から生活実態や裁判への思い、支援団体や弁護団から裁判に向けた取り組みの様子が語られました。また、会場では全生連が作成した「原告の意見陳述集」が配布されました。

会場310人、オンライン107か所の参加で、6月27日の最高裁判決で勝利を勝ち取るまで、全力でたたかおうと誓い合いました。弁論日集会は18時に終了、その後約1時間記者会見が行われ、参加メディアから活発な質問が出され、関心の高さが伺われました。

最高裁署名の累計は、
15万4,997筆となりました。
最終締め切り日は、6月13日必着で、
17日に最高裁へ提出・要請予定です。



集会では東京の原告も発言しました

**判決は6月27日（金）15時～
その後、報告集会を開催する予定です。**

最後まで署名集め、街頭宣伝へのご参加、ご協力をお願いいたします。